



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年5月19日(水) 号外(第5号)

■ 目 次

	ページ
規 則	
○群馬県行政組織規則の一部を改正する規則(総務課)	2
訓 令	
○群馬県庁議規程の一部を改正する訓令(秘書課)	2
○群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令(総務課)	2
○群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令(総務事務管理課)	2

■ 規 則

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年五月十九日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第二百二十号

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則

群馬県行政組織規則(昭和三十三年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表健康福祉部の部薬務課の項中「、新型コロナウイルスワクチン接種対策室」を削り、同条第二項の表感染症・がん疾病対策課の部感染症危機管理室の項中「自宅・宿泊療養係」を「自宅・宿泊療養第一係、自宅・宿泊療養第二係」に改め、同表薬務課の部を削り、同条第三項中「スポーツ局」の下に「、健康福祉部に新型コロナウイルスワクチン接種推進局」を加え、同条第四項の表スポーツ局の部の次に次のように加える。

新型コロナウイルスワクチン接種推進局	ワクチン接種推進課	接種調整係、流通調整係、接種センター第一係、接種センター第二係
--------------------	-----------	---------------------------------

第十三条の三薬務課の項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、同条に次のように加える。

- 一 予防接種法の施行(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)に関すること。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

■ 訓 令

群馬県訓令甲第九号

県 庁
地域機関
専門機関

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和三年五月十九日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令

群馬県庁議規程(平成四年群馬県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「スポーツ局長」の下に「、新型コロナウイルスワクチン接種推進局長」を加える。

附 則
この訓令は、公布の日から施行する。

群馬県訓令甲第十号

県 庁
地域機関
専門機関

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和三年五月十九日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令

群馬県事務専決規程(昭和四十三年群馬県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「スポーツ局長」の下に「、新型コロナウイルスワクチン接種推進局長」を加える。

附 則
この訓令は、公布の日から施行する。

群馬県訓令甲第十一号

県 庁
地域機関
専門機関

群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和三年五月十九日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令

群馬県公文書管理規程(令和三年群馬県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「スポーツ局」の下に「、新型コロナウイルスワクチン接種推進局」を加える。

第八条第二項第四号中「スポーツ振興課」の下に「、新型コロナウイルスワクチン接種推進

局長宛てのものはワクチン接種推進課
別表第一の1の表健康福祉部の項中

「食品・生活衛生課

衛生課

を

食品・生活衛生課
ワクチン接種推進課

衛生課
接種

に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
